

# お元気ですか

# 南 恵子

# です

ニュースを読んでご  
意見をお寄せ下さい。

区議会議員

**南 恵子**

TEL 3790-1523



発行責任者 **日本共産党品川区議会議員 南 恵子** 八潮5-12-65-503

メールアドレス **minami@jcp-shinagawa.com**

## 福祉・防災のまちづくりめざし 区政の学習懇談会 報告①

# 福島原発問題と震災に強い家づくり

福島原発事故はかつて経験したことのない過酷な事故。いつ収束するのか、安全な食料を手に入れられるのはいつなのか、原発に変わるエネルギーへの転換は可能なのかなど、次々に不安が広がります。また、大地震が発生しても命だけは守れるようにしっかりした家づくりが必要です。原発事故から何を学ぶべきなのかと区の対策を考える集いを開きました。木造住宅の耐震改修の報告をします。

### 木造住宅の耐震改修に 150万円補助

阪神淡路大震災で亡くなった方の8割が建物の倒壊による圧死でした。それ以来、共産党区議団は住宅耐震診断と建物の強度を高める改修に補助をするべきだと繰り返し要求し続けました。

平成16年に耐震診断の補助制度ができ、18年以降は耐震性が低いと判定された住宅の改修工事に補助がつくようになり内容が充実していきました。

そして、今年度からは補助額が150万円に倍化しました。(裏面に区の資料を掲載しましたので参照してください。)

また、診断・改修工事だけでなく、耐震補強の設計図の作成費にも補助金(20万円)がつくことになりました。なお、これらの対策はすべて区内全域が対象です。

### 木造住宅の建替え支援 にも150万円補助

一方、木造住宅建替えの支援制度は平成19年度から始まりました。

助成額は150万円、共同住宅は300万円です。

ただし、耐震診断をした結果、「倒壊の恐れがある」とされた自分が居住する建物で、木造住宅密集地域にあるものという条件があります。木造住宅密集地域は、南大井も八潮も該当していません。

区が耐震化の促進のための個別説明を実施していますので、気軽に問い合わせみてはいかがでしょうか。

まちづくり事業部 建築課

耐震化促進担当 TEL5742-6634

## 無料簡易診断支援（区内全域）

- 対象建築物 ①昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅  
②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む）
- 対象者 建築物の所有者（共有の場合は代表者）
- その他 耐震診断専門家は東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します

## 木造住宅耐震診断支援（区内全域）

- 対象建築物 ①昭和56年5月31日以前に建築された、木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅  
②個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む）
- 対象者 建築物の所有者（共有の場合は代表者）
- 助成内容 専門家の派遣、耐震診断費用の1/2を助成
- 助成限度額 ①戸建て住宅・長屋： 6万円  
②共同住宅： 12万円
- その他 ①耐震診断専門家は、東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します。  
耐震診断費用は、一定額になります。（戸建て住宅・長屋：12万円、共同住宅：24万円）  
②東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります。（費用は異なります）

## 木造住宅耐震補強設計支援（区内全域）

- 対象建築物 上記耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物
- 対象者 建築物の所有者（共有の場合は代表者）
- 助成内容 耐震補強設計費用の1/2
- 助成限度額 20万円

## 木造住宅耐震改修支援（区内全域）

- 対象建築物 上記の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物
- 対象者 建築物の所有者（共有の場合は代表者）
- 助成内容 耐震改修工事費用の1/2（戸建て住宅・長屋）、1/3（共同住宅）を助成
- 助成限度額 ①戸建て住宅・長屋：150万円  
②共同住宅：300万円
- その他 ・戸建住宅の耐震改修費用には、融資制度があります。  
・耐震改修の工事費は、所得税、固定資産税等の減免措置の対象となります。